# 松江市コミュニティバス運行業務委託プロポーザルに係る質問および回答

令和 8 年 10 月 29 日

| 案件名 | No. | 質問内容 |
|---|---|---|
| 松江市八雲・忌部コミュニティバス運行業務委託 | 2 | 本業務委託は、履行期間が令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3か年となっており、経費内訳書（様式第6号）は、年額の見積額を記載し、その3か年分を「3ヶ年業務委託費」とする構成となっています。この構成では、各年度の経費が3か年とも同額となりますが、人件費は島根県最低賃金の改定に伴い毎年の上昇が見込まれ、燃料費も価格の変動があります。見積額の算出にあたり、次の点をご教示いただけますでしょうか。<br><br>1. 人件費など契約期間中に上昇が見込まれる経費は、見積時点の水準で算出すべきでしょうか。それとも、3 か年の上昇見込みを織り込んだ額（例えば 3 か年の平均値）で算出すべきでしょうか。<br>**【回答】**<br>**契約期間全体における人件費等の上昇・変動を見込み、期間を通じた１年あたりの平準化した額に契約期間を乗じた総額として算出してください。**<br><br>2. 契約期間中に、見積時点では予測できない大幅な最低賃金の改定や燃料価格の変動があった場合、契約金額の変更について協議する余地はありますでしょうか。<br>**【回答】**<br>**国等による特段の対応が必要とされるような急激な社会経済の変動や、不可抗力な災害等により当初の前提が著しく崩れた場合は、仕様書等の規定に基づき双方で協議を行います。** |